

ハローワーク・電子申請事務センター間の電子申請業務分担に関するお願い

雇用保険関係手続きの電子申請をされている事業主等の方々へのお願いです。

雇用保険関係手続きの電子申請審査業務については、離職票の交付に係る処理を優先的に処理する必要があります。

下記の期間内について、事務の分担内容を変更して執り行います。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

1 期 間

令和7年3月17日～5月31日までに到達した届出

2 分 担 内 容

手続内容	ハローワーク	電子申請事務センター
得喪	右記届出等を除く全て	喪失届（単票・連記） 離職票・期間等証明 個人番号登録届（単票・連記式）
継続	期間内の分担変更はありません。	

※進歩状況の確認については、それぞれの提出先機関へお願いします。

※上記期間については、進捗状況等の理由により変更となる場合があります。